第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	14,399,999	
第四種優先株式	64,500	
第八種優先株式	85,500	
第十三種優先株式	5,000,000	
計	19,549,999	

⁽注)「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款に定めております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年 6 月29日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	7,294,633	同左	-	完全議決権株 式であり、当 行における標 準となる株式 (注)1
第二回第四種 優先株式	64,500	同左	-	(注)1、2
第八回第八種 優先株式	85,500	同左	-	(注)1、3
第十一回第十 三種優先株式	3,609,650	同左	-	(注)1、4
計	11,054,283	同左	-	-

(注) 1. 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類の株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

なお、上記の各種類の株式について、単元株式数の定めおよび会社法第322条第2項に規定する定款の定め はありません。

2. 第二回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

なお、本優先株式の議決権については、下記(4)「議決権条項」に記載するとおりであり、剰余金の配当および残余財産の分配に関しては普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容としております。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4)議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が 定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその 総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(5)新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第四種および第八種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

3. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

なお、本優先株式の議決権については、下記(4)「議決権条項」に記載するとおりであり、剰余金の配当および残余財産の分配に関しては普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容としております。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年8月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は1株につき200万円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第四種および第八種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

4.第十一回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

なお、本優先株式の議決権については、下記(4)「議決権条項」に記載するとおりであり、普通株式に対しては剰余金の配当および残余財産の分配に関して優先すること、第四種および第八種の優先株式に対しては剰余金の配当および残余財産の分配に関して劣後する代わりに剰余金の配当利回りが高い内容となっていることを踏まえて、議決権を有しない内容としております。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

- 傷失山問配当全

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。 優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成20年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

(5)新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第四種および第八種の 各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(2)【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年10月19日 (注)1	8,175,889,928	11,074,684	-	1,070,965,000	-	258,247,419
平成17年8月1日 (注)2	56,430	11,131,114	-	1,070,965,000	-	258,247,419
平成17年8月29日 (注)3	258,120	10,872,994	-	1,070,965,000	-	258,247,419
平成17年10月1日 (注)4	-	-	-	1,070,965,000	72,086,815	330,334,235
平成17年11月18日 (注)5	0	10,872,994	-	1,070,965,000	-	330,334,235
平成18年8月1日 (注)6	37,231	10,910,225	-	1,070,965,000	-	330,334,235
平成20年3月14日 (注)7	319,608	11,229,833	-	1,070,965,000	-	330,334,235
平成20年3月25日 (注)8	175,550	11,054,283	-	1,070,965,000	-	330,334,235

- (注) 1. 当行は、平成16年9月17日の臨時株主総会および種類株主総会において、親会社たる株式会社みずほホールディングスおよび株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。 当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。
 - (1)普通株式1,000株を1株に併合。
 - (2) 第二回第四種優先株式、第三回第三種優先株式、第四回第三種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回 第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、第九回第九種優先株式および第十回第 十種優先株式1,000株を1株に併合。
 - (3)第十一回第十三種優先株式200株を1株に併合。 なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。 以上により、発行済株式総数が8,175,889,928株減少いたしました。
 - 2 . 平成17年8月1日に第五回第五種優先株式18,810株が普通株式75,240株へ一斉転換したことに伴い、発行済株式総数は56,430株増加いたしました。
 - 3. 平成17年8月29日に実施した自己株式買受けによる取得および消却により第四回第三種優先株式53,750株、 第六回第六種優先株式25,570株、第七回第七種優先株式57,000株、第十回第十種優先株式121,800株が減少 したことに伴い、発行済株式総数は258,120株減少いたしました。
 - 4.株式会社みずほコーポレートおよび株式会社みずほグローバルとの合併(合併期日平成17年10月1日、合併の日平成17年10月3日)により、資本準備金が72,086,815千円増加いたしました。
 - 5. 平成17年11月18日に自己株式として保有していた普通株式の端株0.612株を消却したことに伴い、発行済株式総数は、10,872,994株となりました。
 - 6. 平成18年8月1日に第六回第六種優先株式31,430株の一斉取得および消却を実施し、これと引換えに普通株式68,661株を交付したことに伴い、発行済株式総数は37,231株増加しております。
 - 7. 平成20年3月14日に取得請求を受けた第三回第三種優先株式53,750株および第九回第九種優先株式121,800株を取得し、これと引換えに普通株式319,608株を交付したことに伴い、発行済株式総数は319,608株増加しております。
 - 8. 平成20年3月25日に第三回第三種優先株式53,750株および第九回第九種優先株式121,800株を消却したことに伴い、発行済株式総数は175,550株減少しております。
 - 9. 平成21年6月24日付の第7期定時株主総会決議により、資本準備金を84,893,487千円減少し、欠損てん補を 行っております。

(5)【所有者別状況】 普通株式

平成21年3月31日現在

		1772							
	株式の状況								
区分	政府及び地金融機関	全計機関	金融商品取引業者	その他の法 人	外国	外国法人等		計	端株の状況 (株)
	方公共団体	立門式(茂)天)			個人以外	個人	→ 個人その他	ā!	
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				7,294,633				7,294,633	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第二回第四種優先株式

平成21年3月31日現在

	株式の状況								
				1/1/1/0			I		端株の状況
区分	政府及び地金融機関	金融商品取	その他の法	外国	法人等	個人その他	計	(株)	
	方公共団体	5公共団体	引業者	人	個人以外	個人		П	
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				64,500				64,500	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第八回第八種優先株式

平成21年3月31日現在

区分		株式の状況								
	政府及び地 方公共団体 金融機関	金融商品取引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	端株の状況 (株)		
				個人以外	個人		3 81			
株主数 (人)				1				1		
所有株式数 (株)				85,500				85,500		
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00		

第十一回第十三種優先株式

平成21年3月31日現在

		1 1704							
	株式の状況								
区分	政府及び地金融機関	金融商品取	その他の法	外国法人等		- 個人その他	計	端株の状況 (株)	
	方公共団体	立	引業者	٨ [個人以外	個人		ĀĪ	
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				3,609,650				3,609,650	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	_

(6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号 	11,054,283	100.00
計		11,054,283	100.00

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い株主は、以下の通りであります。

平成21年3月31日現在

計		7,294,633	100.00
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号	7,294,633	100.00
氏名又は名称	住所	 所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

	区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無語	羡 決権株式	優先株式 3,759,650		各種の優先株式の内容は、 「1.株式等の状況」 「(1)株式の総数等」 「発行済株式」
	第二回第四種優先株式	64,500		(注)2~4に記載のと おりであります。 (注)
	第八回第八種優先株式	85,500		
	第十一回第十三種優先株式	3,609,650		
議決	快権制限株式(自己株式等)			
議決	央権制限株式 (その他)			
完全	È議決権株式(自己株式等)			
完全	≧議決権株式(その他)	普通株式 7,294,633	7,294,633	完全議決権株式であり、当 行における標準となる株式 であります。 (注)
端杉	ŧ			
発行	方済株式総数	11,054,283		
総杉	k主の議決権		7,294,633	

⁽注)当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類の株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

なお、上記の各種類の株式について、単元株式数の定めおよび会社法第322条第 2 項に規定する定款の定めはありません。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	 他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
計					

(8) 【ストックオプション制度の内容】 該当ありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当ありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当ありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当ありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当ありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当ありません。

3【配当政策】

剰余金の配当に関しましては、財務体質強化の観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案しまして 決定させていただきたいと考えております。

当行は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うこととしており、その決定機関は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、不良債権処理および有価証券の減損処理等の理由により損失を計上したこと等から、普通株式および各種優先株式の全てについて無配とさせていただきました。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来の事業発展のための原資として活用してまいりたいと考えております。

なお、当行定款第50条に「当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。」旨規定しております。

4【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株 式数 (株)
取締役会長		齋藤 宏	昭和19年3月29日生	平成 6 年 6 月 平成 7 年 5 月 平成 7 年 5 月 平成 11年 6 月 平成 12年 9 月 平成 12年 9 月 平成 14年 4 月 平成 14年 4 月 平成 15年 1 月	常務取締役コーポレートバンキン グユニット長		(1/1/)
取締役頭取 (代表取締役)		佐藤 康博	昭和27年4月15日生	平成21年4月 昭和51年4月 平成14年4月 平成14年12月 平成15年3月 平成16年4月 平成18年3月 平成19年4月 平成21年4月	取締役会長(現職) 株式会社日本興業銀行入行 当行国際企画部長 インターナショナルバンキングユニット統括役員付シニアコーポレートオフィサー 執行役員インターナショナルバン トトオフィサー 常務執行役員営業担当役員 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員 取締役頭取(現職) 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役(現職)	平成21年6月 から2年	
取締役副頭取 (代表取締役)		黒田 則正	昭和24年7月7日生	昭和48年4月 平成14年4月 平成15年3月 平成16年4月	株式会社富士銀行入行 当行常務執行役員営業担当役員 常務執行役員プロダクツユニット 統括役員兼営業担当役員 常務執行役員インターナショナル バンキングユニット統括役員 常務取締役インターナショナルバ ンキングユニット統括役員 取締役副頭取(現職)	平成21年6月 から2年	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株 式数 (株)
取締役副頭取 (代表取締役)		宮本裕	昭和28年 1 月23日生	昭和51年4月 株式会社第一勧業銀行入行 平成14年4月 株式会社みずぼ銀行業務企画部長 平成15年4月 当行内幸町営業第二部長 平成16年4月 執行役員業務管理部長 平成17年4月 常務執行役員営業担当役員 平成20年4月 取締役副頭取(現職)	平成20年4月 から2年	
取締役副頭取(代表取締役)	内部監査統括 役員	本山 博史	昭和29年 6 月15日生	昭和52年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成14年12月 当行本店営業第九部長 平成16年4月 執行役員IT・システム統括部長 平成19年4月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ常務執行役員企画グループ 長兼IT・システム・事務グループ 長 平成19年6月 常務取締役企画グループ長兼IT・システム・事務グループ長 平成21年4月 取締役(平成21年6月まで) 平成21年4月 当行取締役副頭取内部監査統括役員(現職)	平成21年4月 から2年	
常務取締役	企画グループ 統括役員兼財 務・主計グル ープ統括役員	平松 哲郎	昭和30年8月28日生	昭和53年4月 株式会社第一勧業銀行入行 平成16年4月 当行人事部長 平成17年4月 執行役員人事部長 平成18年3月 執行役員ヒューマンリソースマネ ジメント部長 平成19年4月 常務取締役企画グループ統括役員 兼財務・主計グループ統括役員 (現職)	平成21年6月 から2年	
常務取締役	インターナショナルバンキ ングユニット 統括役員	中村 英剛	昭和31年 3 月26日生	昭和53年4月 株式会社富士銀行入行 平成15年4月 当行香港支店長 平成17年4月 執行役員営業第十三部長 平成19年4月 常務執行役員インターナショナル バンキングユニット統括役員 平成21年4月 常務取締役インターナショナルバ ンキングユニット統括役員(現職)	平成21年4月 から2年	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株 式数 (株)
常勤監査役 (常勤)		広井 秀美	昭和29年11月16日生	昭和54年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年4月 当行広島営業部長 平成17年4月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループグループ戦略部長	平成21年4月 から4年	
				平成19年4月 執行役員グループ戦略部長 平成21年4月 当行常勤監査役(現職)		
常勤監査役 (常勤)		竹之内 明男	昭和32年 2 月18日生	昭和55年4月 株式会社第一勧業銀行入行 平成15年10月 株式会社みずほ銀行四谷駅前支店 長 平成17年7月 ローン・職域業務部長 平成18年3月 リテール・職域業務部長 平成19年4月 京橋支店長 平成20年4月 執行役員京橋支店長 平成21年4月 理事	平成21年6月 から4年	
監査役(非常勤)		野﨑 幸雄	昭和6年8月19日生	平成21年6月 当行常勤監査役(現職) 昭和31年4月 東京地方裁判所判事補任官 平成4年3月 仙台高等裁判所長官 平成5年3月 名古屋高等裁判所長官 平成8年8月 退官 平成8年10月 弁護士登録・第一東京弁護士会入会 平成9年6月 株式会社第一勧業銀行監査役(平成14年3月まで) 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス監査役(平成15年3月まで) 平成14年4月 当行監査役(現職) 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ監査役(現職) 平成18年3月 株式会社みずほ銀行監査役(現職) 平成18年3月 株式会社みずほ銀行監査役(現職)	平成19年6月 から4年	
監査役 (非常勤)		長谷川(俊明	昭和23年 9 月13日生	昭和52年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所パートナー 平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設 平成8年1月 株式会社富士銀行顧問弁護士 平成12年6月 監査役(平成14年3月まで) 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス(現株式会社みずほフィナンシャルストラテジー)監査役(平成20年6月まで) 平成14年4月 株式会社みずほ銀行監査役(現職) 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ監査役(平成18年6月まで)	平成21年6月 から4年	

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、経営体制のスリム化とスピード経営の実践に努めるとともに、社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も引き続き、透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行してまいります。

なお、当行は株式会社みずほフィナンシャルグループとの間で「グループ経営管理契約」を締結し、同社の経営管理を受けております。

また、当グループは、「みずほの企業行動規範」を制定し、以下の基本方針を定めております。

社会的責任と公共的使命

日本を代表する総合金融グループとして、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任に基づく健全な経営に徹します。また、社会とのコミュニケーションを密にし、企業行動が社会常識と調和するよう努めます。

・お客さま第一主義の実践

お客さまを第一と考え、常に最高のサービスを提供します。また、お客さまの信頼を得ることが、株主、地域社会その他全てのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得るための基盤と考えます。

・法令やルールの遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、国際ルールや世界の各地域における法律の遵守はもちろん、そこでの慣習・文化を尊重します。

お客さま、役員及び社員をはじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動するとともに、人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げます。

・反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

会社の機関内容

当グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適応できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、 顧客セグメント別・機能別の法的分社経営を行い、グループ各社の専門性向上とお客さまニーズへの適応力強化 を一段と進めることで、企業価値の極大化に取り組んでおります。

(取締役及び取締役会)

当行の取締役会は、7名により構成し、当行の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。

(監査役)

当行は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち2名は社外監査役であります。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。

(業務執行)

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。 業務執行においては、頭取が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当行の 業務を統括しております。

なお、頭取の諮問機関として経営会議を設置し業務執行に関する重要な事項を審議するとともに、以下の経営政策委員会を設置し各役員の担当業務を横断する全行的な諸問題について総合的に審議・調整を行っております。

<経営政策委員会>

財務・人事委員会

年度収益計画や、各種経営資源配分、重要な事業ポートフォリオ戦略等に関する審議・調整を行っております。

ポートフォリオマネジメント委員会

ポートフォリオの運営方針や、その運営方針に基づく具体的施策等に関する審議・調整及びポートフォリオモニタリング等を行っております。

ALM・マーケットリスク委員会

ALMに係る基本方針や、ALM運営・リスク計画、資金運用調達、マーケットリスク管理等に関する審議・調整及び実績管理等を行っております。

IT戦略委員会

IT戦略の基本方針やIT関連投資計画、IT関連投資案件の開発計画、IT関連投資案件のリリース、システムリスク管理等の審議・調整及びIT関連投資案件の進捗管理や投資効果の評価等を行っております。

新規業務推進委員会

新商品の開発・販売及び新規業務への取組みに関するビジネスプランや各種リスク及びコンプライアンスの評価等 に関する審議・調整、ならびに新商品開発状況の把握、管理等を行っております。

クレジット委員会

与信管理に係る基本事項や、大口与信先等の年間与信方針、個別与信案件等の審議・調整等を行っております。

グローバルシンジケーション委員会

内外のシンジケーション業務全般の業務推進や、内外の投資家向けに販売を行うシンジケート・ローン引受案件等の審議・調整及びシンジケーション業務に関する業務実績管理等を行っております。

新BIS規制対応委員会

新BIS規制対応に関する事項の審議・調整や、新BIS規制対応全体の進捗管理等を行っております。

コンプライアンス委員会

外部の専門家(弁護士1名、公認会計士1名)が特別委員として参加し、コンプライアンス統括や反社会的勢力への対応、事故処理に関する審議・調整等を行っております。

情報管理・顧客保護等管理委員会

顧客保護等管理及び情報管理に関する年度計画、整備改善計画、各種施策の進捗状況や、情報セキュリティに係る リスク管理、個人情報保護法対応、顧客保護等管理及び情報管理に関する各種規程類等に関する審議・調整等を行っております。

ディスクロージャー委員会

情報開示に係る基本方針や、情報開示態勢に関する事項の審議・調整等を行っております。

また、経営政策委員会とは別に、特定の諸課題について以下の6つの委員会を設置し、それぞれの所管する業務について、協議、周知徹底、推進を行っております。

事業継続管理委員会

「事業継続管理の基本方針」に関わる業務運営についての方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

人権啓発推進委員会

人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

障害者雇用促進委員会

障害者の雇用ならびに職場定着推進に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

社会貢献委員会

社会貢献活動に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

環境問題委員会

地球環境問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

オペレーショナルリスク管理委員会

オペレーショナルリスク管理に関する方針等の協議、周知徹底、推進を行っております。

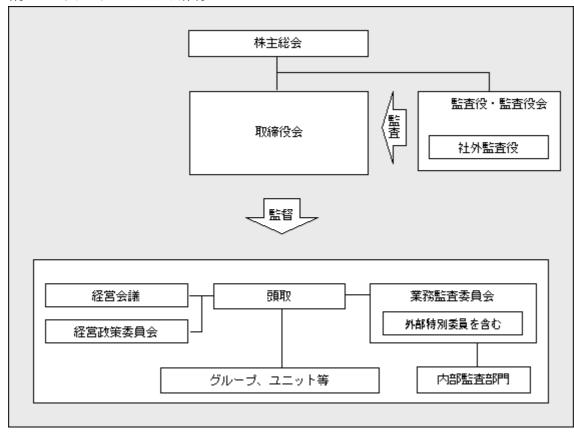
(内部監査部門等)

当行は、頭取傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しております。業務監査委員会は、取締役会の 決定した基本方針に基づき、監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項について は、すべて取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査部門を被監査部門から分離のうえ、 業務監査委員会傘下の独立部門としております。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家(弁護士1名、公認会計士1名) が特別委員として参加しております。

<当行のコーポレート・ガバナンス体制>



取締役の定数

当行の取締役は、9名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

また、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

中間配当の決定機関

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式 質権者に対し、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的 な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

内部統制の仕組み

(内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況)

当行では、業務運営部門における自店検査に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等にて牽制機能を確保するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査部門に属する内部監査所管部署が内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

なお、当行では、情報管理の重要性を踏まえ、関連規程の整備を行い、情報管理・顧客保護等管理委員会及び 担当組織の設置等を行うなど、情報管理体制の強化を推進しております。

また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図っております。

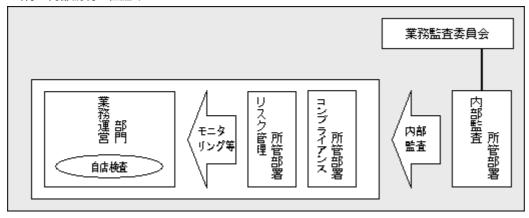
(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況)

当グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する、 との基本方針を定めております。

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握、管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との対決」をグループ共通の重点施策として位置付けております。

また、当行においては、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、公明正大に対処しております。

< 当行の内部統制の仕組み >



内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当行は、内部監査のための組織として、業務監査部(専任スタッフ190名)・資産監査部(専任スタッフ27名)を設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針に基づき当行の内部監査を実施しております。

当行の内部監査の結果については、担当役員である内部監査統括役員が定期的及び必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取するとともに、重要な書類等を閲覧し、本店ならびに営業拠点における業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社、会計監査人からの報告聴取等を実施することにより、取締役の職務執行を監査しております。

なお、当行では、内部監査部門、監査役及び会計監査人は、定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、 監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連係強化に努めております。 当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、松重忠之、江見睦生、茂木哲也、高木竜二の計4名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当行の監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、会計士補等21名、その他12名であります。

会社と会社の社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要 当行と、社外監査役との間には、記載すべき利害関係はありません。

社外監査役との責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結しております。

種類株式の議決権

当行の優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種および第八種の各優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。」旨定款に規定しております。

第二回第四種優先株式及び第八回第八種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関して普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容としております。

また、第十一回第十三種優先株式は、普通株式に対しては剰余金の配当及び残余財産の分配に関して優先すること、第四種及び第八種の優先株式に対しては剰余金の配当及び残余財産の分配に関して劣後する代わりに剰余金の配当利回りが高い内容となっていることを踏まえて、議決権を有しない内容としております。

役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬額及び監査役に対する報酬額は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬額 7名に対し475百万円監査役に対する報酬額 4名に対し56百万円

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	前連結会	会計年度	当連結会計年度				
区分	監査証明業務に基づ く報酬(百万円)	非監査業務に基づく 報酬(百万円)	監査証明業務に基づ く報酬(百万円)	非監査業務に基づく 報酬(百万円)			
提出会社	-	-	147	58			
連結子会社	-	-	62	32			
計	-	-	209	91			

- (注) 1.「監査公認会計士等」とは、開示府令第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。
 - 2.上記区分による報酬の内容は当連結会計年度から記載しており、「前連結会計年度」欄は「-」で表示しております。

【その他重要な報酬の内容】

当行の一部の連結子会社は、当行の監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited) に属している他の監査公認会計士等に対して、監査証明業務に基づく報酬、税務関連業務等に対する報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当行が、当行の監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、米国監査基準書第70号の 内部統制調査、自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務、助言業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。